

INFORMATION

(Vol.233)

2018年5月号

■有給休暇の相談で、思うこと

経営者から寄せられる日常の労務相談で多いものに、年次有給休暇（有給）に関する相談があります。古くて新しいテーマです。有給に関する最近の傾向として、これまで有給が話題に上ることのなかった建設業や運送業の方からも、問合せが増えているのを感じます

まず有給の現状をみてみます。厚生労働省の統計では取得率の平均は 49.4%で、半分は取得していません。過去何十年間も 50%弱で推移しています。内訳では 1,000 人以上の企業は 55.3%、30～99 人は 43.8%（29 人以下の統計なし）です。経験上、役所の調査に回答している企業は労働条件が良好と推測できるため、多くの中小企業ではそれよりも低くて、実際の取得率は 20～30%台ではないかと思います。

取得率が低いといわれる理由に、取りにくい社風、評価が下がる、罪悪感がある、他に迷惑がかかる、という、理由が上位を占めます。和を重んじる、いかにも日本的な理由です。

有給に対する受け止め方は、経営者と従業員とでは置かれている立場が異なるため異なります。日本ではこのことに敢えて説明を要しません。もうひとつ、経営者の場合は、ご自身の勤務経験によっても異なります。サラリーマン時代、有給を取りやすい会社に勤めていた人と、有給自体あり得ない会社に勤めていた人とでは受け止め方に違いがあります。私は後者ですので、仕事（？）であっても平日にゴルフに行くことに、何となく後ろめたさを感じる古いタイプの人間です。有給に抵抗がないと言えようそになります。

昔と比べて、権利を主張する従業員が増えているといわれています。加えて、近年の雇用情勢は核家族化の進展や、人手不足が一因となって女性・高齢者など育児や介護、通院等により労働時間に制約のある人の雇用が急拡大しています。そのような制約ある従業員の採用・定着には、有給取得は欠かせません。

人生 50 年から 100 年時代へと移り行く中で、性別や年齢に関係なく長期間働くための意識改革と体制整備が必要とされているようです。そのひとつに有給の取得があるのかもしれませんが。

ただそれでも、有給とは無縁でガムシャラに仕事に没頭する時期が、人生に一度や二度はあってもいいのではないかとも思います。

第 14 回 『超訳 ニーチェの言葉』（フリードリヒ・ニーチェ/白取春彦編訳）より

～ 自分の行為は世界に響いている “『人間的な、あまりに人間的な』” ～

自分のどんな行為も、他の行為や考え、決断などの誘因になっている、もしくは、大きな影響を与えている。その行為がまったく何にも影響を及ぼしていないことはない。

自分の行為によっていったん起きた事柄は、いつもなんらかの仕方次第に起きる事柄としっかりと結びついているのだ。遠い過去の昔の人々の行為でさえ、現在の事柄と強く弱く関連している。

すべての行為や運動は不死なのだ。そして、どんな人間のどんな小さな行為も不死だと言えるのだ。つまり、実はわたしたちは、永遠に生き続けているのだ。

■労働保険「年度更新」と給与計算に伴う年齢別ポイント！！

労働保険・年度更新の申告時期が近づいてきました。労働保険の年度更新の申告書が労働局から送られてくるのは5月末から6月上旬ですので、そろそろ準備が必要となります。年1回の手続きですので、忘れがちですが再度、確認したいと思います。

年度更新の資料を作成している際、時間のあるときに、社会保険料が正しく控除されているかを確認することがあります。ときどき、社会保険料の控除の時期や年齢に誤りが散見されます。

今回は、年度更新の概要と年齢別の社会保険料控除についてまとめましたので、ご確認下さい。

1. 労働保険・年度更新

(1) 労働保険対象賃金

労働保険における賃金総額とは、事業主がすべての従業員（年度途中の退職者、パート・アルバイトも含む）に対して賃金、手当、通勤交通費、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

(2) 計算方法

労働保険料（労災保険と雇用保険）は年に1回、4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位とし、年度終了後に確定した賃金総額にその事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定し保険料を確定させます。そして、確定した保険料と前年度の概算保険料との差額を精算し、当年度の見込賃金総額による概算保険料と一緒に6月1日から7月10日までの間に申告・納付します。今年は4月1日より労災保険料率に変更となりました。ほとんどの業種が引き下げ又は変更なしでしたが、中には引き上げもありますので、注意して確認してみてください。

2. 年齢別の社会保険料控除

社会保険は各々の加入条件を満たした場合に、次の基準に基づき給与から保険料を控除します。

① 介護保険は40歳以上の方が加入します。40歳未満は保険料を支払う必要はありません。

※都道府県によって、3月分より協会けんぽの健康保険料率変更がありました（全員対象）

② 40歳以上になると全ての社会保険に加入する必要があります。

※都道府県によって、3月分より協会けんぽの介護保険料率変更がありました

③ 4月1日現在で64歳以上の方は、本人と会社の雇用保険料が免除されます。

④ 65歳以上の介護保険料は、原則として公的年金から自動的に引かれます。

そのため、給与からは控除しません。

⑤ 70歳以上の方は厚生年金から外れるため、保険料を支払う必要はありません。

ただし、在職老齢年金の対象になるため、目安として年収の12分の1と老齢厚生年金の月額合計額が46万円を超えると、超えた金額の1/2が年金から減額されます。

⑥ 75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行となり、保険料は原則として公的年金から自動的に引かれます。そのため、給与から控除しません。

(平成30年4月現在)

年齢	保険の種類	社会保険			労働保険	
		健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	労災保険
①40歳未満	(S54年以降に生まれた方)	○	×	○	○	×
②40歳以上	(S53年以前に生まれた方)	○	○	○	○	×
③64歳以上	(S29.4.1以前に生まれた方)	○	○	○	×	×
④65歳以上	(S28年以前に生まれた方)	○	×	○	×	×
⑤70歳以上	(S23年以前に生まれた方)	○	×	×	×	×
⑥75歳以上	(S18年以前に生まれた方)	×	×	×	×	×

○：控除するもの ×：控除しないもの

※労災保険料は全額が会社負担になりますので、給与からは引きません。

※弊社に社会保険手続きを委託されている会社様には、毎年、年齢別リストをお渡していますので、確認してください。